



Title	N.W.シーニアの救貧法改革に関する見解 [全文の要約]
Author(s)	藤村, 哲史
Citation	北海道大学. 博士(経済学) 甲第13251号
Issue Date	2018-06-29
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/71228
Type	theses (doctoral - abstract of entire text)
Note	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。
Note(URL)	https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
File Information	Fujimura_Satoshi_summary.pdf



[Instructions for use](#)

学位論文の要約

氏名：藤村 哲史

学位論文題名

N.W.シーニアの救貧法改革に関する見解

本研究は、N.W.シーニアの救貧法改革に関する見解を研究したものである。シーニアは、1834年救貧法改正法（以下、新救貧法）の土台となる1834年報告書を執筆した人物である。シーニアが政策立案に携わった新救貧法は、当時の経済学者たちの思想が反映された政策であった。その性格は、受救貧民の被救済権を制限することで、競争的労働市場の創出に貢献するなど、経済的自由主義の立場で考案された法律であった。

救貧法改革は、シーニアが大きな影響を及ぼした政策であった。しかし、シーニアの救貧法思想に関する研究は多くはない。そこで、本研究の目的は、シーニアの救貧法思想を、経済学方法論および経済的自由主義との関連に基づいて考察し、その思想史的意義を解明することにある。本研究では、第一に、シーニアの救貧法改革案である1834年報告書と経済学方法論との関係を明らかにした。そして、第二に、救貧法改革による競争的労働市場の創出の仕組みを、ワークハウス収容に関するシーニアの見解に基づき明らかにした。

まず、第1章では、旧救貧法の変遷及び、シーニアの旧救貧法に対する評価を考察した。エリザベス救貧法以降、様々な救貧政策が実施されてきたが、その中でも1662年に制定された定住権法をシーニアは特に批判した。シーニアは、定住権法により労働者の居住が制限されることで、労働市場が狭められると考えていた。また、1795年に制定されたスピーナムランド制度に代表される賃金補助制度についても、シーニアは批判した。この賃金補助制度は、雇用主には適正賃金を支払う動機を失わせ、低賃金をもたらした。そのため労働者の勤労意欲や生活水準向上の意欲を減退させ、生産性の低下、早婚奨励、人口過剰をもたらした。さらにワークハウス外救済での労働者救済は、彼らを肉体的、道徳的に奴隷の地位に置くものであったとして批判した。シーニアは、旧救貧法を評価する際、主に奴隷制の観点から評価していた。そして、この観点から定住権法やスピーナムランド制度などを批判していた。したがって、救貧法改革を行う際にも、この観点から

救貧法改革を実施していたのである。

第2章では、1834年報告書を取り上げて、実際の政策において、理論の応用がどのように行われていたのかを明らかにした。シーニアの経済学方法論は、Hutchison(2000)が「ウルトラ演繹主義」と評するように、事実を収集して記述することではなく、少数の前提から演繹によって結論を導出することが重要であると主張するものであった。しかし、このように評される一方で、1834年報告書を作成する際には、イギリス全土で調査を行うなど、シーニアの科学とアートにおける独自性が指摘されていた。そして、シーニアは、その調査を救貧法改革に生かす際に、「奴隷と自由労働者」の理論に照らして事実を解釈していた。

また、1834年報告書は、科学とアートの関係という点においても、シーニアの経済学方法論に即して作成されたものであった。シーニアは、経済学者の役割とは、政治家の「目的」に対して「手段」を提案することであると考えていた。救貧法改革においては、シーニアは、「道徳心を高める」という目的に対して「劣等処遇の原則を行うことは貧困者を減らす手段である」という提案を行った。シーニアは、この点においても、自身の経済学方法論に基づいて行動していたのである。

シーニアは、劣等処遇の原則を行うことで、新救貧法の目的である、労働者階級の道徳性を引き上げることができると考えていた。そこで、第3章および第4章において、なぜ劣等処遇の原則は道徳心の向上を促すのかを考察した。

第3章では、貧民のワークハウス収容に関するシーニアの見解について考察した。

シーニアは、旧救貧法におけるワークハウス収容を定めた法律として、ナッチブル法を支持していた。このナッチブル法は、ワークハウス内では、貧民の処遇を無慈悲なものにすることで、勤勉な有能貧民が奴隷の地位に陥らないようにしていた。そして、シーニアは、奴隷と自由労働者の観点から、このナッチブル法を高く評価していたのである。またシーニアは、ワークハウス外救済の支持者に対しては、ワークハウス内救済の方が、ワークハウス外救済よりも経済的に優れており、かつ、劣等処遇の原則の適用は、ワークハウス内救済でしか実現できないとして、受救者のワークハウス収容を擁護したのであった。

第4章では、劣等処遇の原則の適用により、怠惰な貧民が勤勉になり、労働市場へ働きにでるメカニズムを、政府の役割および人間の性格に焦点を当て、明らかにした。シーニアにとって、政府の役割とは、国民の生命・財産を守ることであり、もし、国民の安全が危険にさらされるのであれば、便宜の観点から介入すべきであると考えていた。そこで、救貧法改革においても政府の介入を認めていたが、その際、貧民の道徳心を阻害しないようにする必要があった。また、新救貧法において、シーニアは劣等処遇の原則を支持したが、それは、ワークハウス内での処遇を厳しくすることにより、受救者が自らワークハウスを出て、労働市場へと働きにでると考えていたからである。なぜなら、人間は自身の状態を改善したいと望んでおり、ワークハウス内では、最低限の生活は保障されているものの、

それよりもよい生活がしたいのであれば、多様性の欲求および優越の欲求に従って、自ら労働市場で富を獲得する必要があったからであった。このようにして、新救貧法により、労働市場が創出されるのである。

シーニアは、上記のように、新救貧法を考えていたが、最終的な貧困解決手段として、児童教育の重要性も説いていた。そこで、第5章では、シーニアの教育思想を考察した。シーニアは、児童教育が貧困解決手段であるとしたが、教育の中でも、道徳トレーニングを重視していた。さらに、ワークハウス内学校は、次第に大人からの道徳的悪影響が指摘されてきたことから、地区学校を奨励することにより、大人からの道徳的悪影響を防ぐことができると考えられていた。シーニアは、大人に対しては劣等处遇の原則を適用し、児童に対しては、道徳トレーニングを実施することで、彼らが勤勉に労働市場で働き、富を獲得することで、貧困から脱することができると考えていた。